

議案第40号

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年6月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

別表大田原都市計画野崎駅西土地区画整理審議会委員の項の次に次のように加える。

大田原市空き家等審議会委員	同12,000円
---------------	----------

附 則

この条例は、平成26年9月1日から施行する。